

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
0301.99	<p>2. ぶり（セリオーラ属のもの）</p> <p>ぶり（セリオーラ属のもの）の養魚用の稚魚とは、全長15センチメートル以下のものをいう。</p> <p>なお、ぶり（セリオーラ属のもの）のうち、かんぱちの養魚用の稚魚には、上記の他に、「活のかんぱち稚魚の養殖用の確認について」（平成24年5月8日24水漁第248号）に基づき発給された養殖用途の確認書（活のかんぱち稚魚の養殖用の確認について）が輸入申告時に税関へ提出されるものも含む（この場合、3月1日から7月31日までの間に輸入申告が行われるものに限る。ただし、「<u>新型コロナウイルス感染症の影響に伴う輸入割当ての対象外となる養殖用の活のかんぱち稚魚の確認に係る措置について</u>」（令和5年3月31日4水漁第1655号）により、令和5年においては、同年3月1日から12月31日までの間に輸入申告が行われるものに限る。）。</p> <p>（参考） その他の各種の養魚用の稚魚の取扱いは、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	0301.99	<p>2. ぶり（セリオーラ属のもの）</p> <p>ぶり（セリオーラ属のもの）の養魚用の稚魚とは、全長15センチメートル以下のものをいう。</p> <p>なお、ぶり（セリオーラ属のもの）のうち、かんぱちの養魚用の稚魚には、上記の他に、「活のかんぱち稚魚の養殖用の確認について」（平成24年5月8日24水漁第248号）に基づき発給された養殖用途の確認書（活のかんぱち稚魚の養殖用の確認について）が輸入申告時に税関へ提出されるものも含む（この場合、3月1日から7月31日までの間に輸入申告が行われるものに限る。ただし、「<u>新型コロナウイルス感染症の影響に伴う輸入割当ての対象外となる養殖用の活のかんぱち稚魚の確認に係る措置について</u>」（令和4年4月13日4水漁第44号）により、令和4年においては、同年3月1日から12月31日までの間に輸入申告が行われるものに限る。）。</p> <p>（参考） その他の各種の養魚用の稚魚の取扱いは、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>